

令和 7 年 6 月定例会

議 案 説 明 資 料

予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和 7 年度 6 月補正予算等関係)

令和の改新戦略本部

令和 7 年 6 月 定例会 議案説明資料目次

令和の改新戦略本部

【予算関係】

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 2 号	令和 7 年度鳥取県一般会計補正予算（第 4 号）		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書（総括）	財 政 課	3
	2 給与費明細書	財 政 課	8

【予算関係以外】

（議 案）

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 3 号	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税 務 課	9

（報 告）

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 1 号	議会の委任による専決処分の報告について （2）鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例 （鳥取県税条例の一部改正）（令和 7 年 5 月 2 0 日専決）	税 務 課	1 1
第 1 2 号	長期継続契約の締結状況について	東 京 本 部	1 5

議案第2号

令和7年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	465,025	198,501	663,526
9 国庫支出金	56,631,560	4,679,250	61,310,810
13 繰越金	2,105,686	646,205	2,751,891
14 諸収入	6,260,995	2,680	6,263,675
15 県債	28,713,000	2,261,000	30,974,000
歳入合計	366,074,635	7,787,636	373,862,271

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	34,948,205	77,167	35,025,372	21,981			55,186
3 民生費	56,368,548	113,883	56,482,431	45,686	18,000		50,197
4 衛生費	17,434,501	699,797	18,134,298	579,602			120,195
6 農林水産業費	25,272,934	2,141,657	27,414,591	1,265,078	507,000	176,504	193,075
7 商工費	12,250,604	85,486	12,336,090	33,430			52,056
8 土木費	46,722,130	3,768,146	50,490,276	2,141,273	1,428,000	24,677	174,196
10 教育費	64,045,192	500	64,045,692	250			250
11 災害復旧費	7,345,998	901,000	8,246,998	591,950	308,000		1,050
歳出合計	366,074,635	7,787,636	373,862,271	4,679,250	2,261,000	201,181	646,205

歳 入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1 農 林 水 産 業 費 分 担 金	47,997	11,418	59,415	1 農 地 費 分 担 金	11,418	土地改良費分担金
計	47,997	11,418	59,415			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
4 農 林 水 産 業 費 負 担 金	158,635	165,086	323,721	1 農 地 費 負 担 金	124,066	土地改良費負担金 27,554
						農地防災事業費負担金 96,512
				2 林 業 費 負 担 金	41,020	林道費負担金
5 土 木 費 負 担 金	237,688	21,997	259,685	2 道 路 橋 り ょ う 費 負 担 金	624	道路橋りょう維持費負担金
				4 都 市 計 画 費 負 担 金	21,373	街路事業費負担金
計	417,028	187,083	604,111			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
5 災 害 復 旧 費 国 庫 負 担 金	2,103,095	591,950	2,695,045	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 負 担 金	591,950	建設災害復旧費負担金
計	16,445,161	591,950	17,037,111			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
2 総 務 費 国 庫 補 助 金	3,139,400	5,453	3,144,853	2 企 画 費 補 助 金	5,453	企画総務費補助金
3 民 生 費 国 庫 補 助 金	3,334,901	45,686	3,380,587	1 社 会 福 祉 費 補 助 金	32,419	社会福祉総務費補助金 7,456
						高齢者福祉費補助金 21,524
						消費者支援対策費補助金 3,439
				2 児 童 福 祉 費 補 助 金	12,123	児童福祉総務費補助金
4 衛 生 費 国 庫 補 助 金	2,838,093	579,602	3,417,695	3 生 活 保 護 費 補 助 金	1,144	生活保護総務費補助金
				1 公 衆 衛 生 費 補 助 金	120,194	予防費補助金
6 農 林 水 産 業 費 国 庫 補 助 金	7,559,351	1,265,078	8,824,429	4 医 薬 費 補 助 金	459,408	医務費補助金
				1 農 業 費 補 助 金	35,000	農業総務費補助金
				3 農 地 費 補 助 金	969,708	農地総務費補助金 9,000
						土地改良費補助金 508,723
						農地防災事業費補助金 451,985
				4 林 業 費 補 助 金	260,370	林道費補助金 139,500
						治山費補助金 120,870
7 商 工 費 国 庫 補 助 金	666,210	33,430	699,640	3 観 光 費 補 助 金	33,430	観光費補助金
8 土 木 費 国 庫 補 助 金	13,059,768	2,141,273	15,201,041	2 道 路 橋 り ょ う 費 補 助 金	1,490,700	道路橋りょう維持費補助金 816,871
						道路橋りょう新設改良費補助金 673,829
				3 河 川 海 岸 費 補 助 金	282,850	河川改良費補助金 18,000

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
				4 港 湾 費 補 助 金	181,694	砂防費補助金 264,850 港湾建設費補助金
				5 都 市 計 画 費 補 助 金	184,195	街路事業費補助金
				6 住 宅 費 補 助 金	1,834	住宅建設費補助金
10 教育費国庫補助金	1,108,309	250	1,108,559	6 社会教育費補助金	250	社会教育総務費補助金
計	38,607,620	4,070,772	42,678,392			

3項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	
1 総 務 費 委 託 金	1,001,012	16,528	1,017,540	4 統計調査費委託金	16,528	国勢調査費委託金
計	1,578,779	16,528	1,595,307			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	
1 繰 越 金	2,105,686	648,205	2,753,891	1 前 年 度 繰 越 金	648,205	
計	2,105,686	648,205	2,753,891			

14款 諸 収 入

5項 受託事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	
6 市町村受託事業収入	400,717	1,680	402,397	1 市町村受託事業収入	1,680	
31 日本電信電話等 受託事業収入	1,400	1,000	2,400	1 日本電信電話等 受託事業収入	1,000	
計	1,013,274	2,680	1,015,954			

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
2 民 生 債	178,000	18,000	196,000	1 児 童 福 祉 債	18,000	児童福祉施設費充当
5 農 林 水 産 業 債	3,188,000	507,000	3,695,000	3 農 地 債	329,000	土地改良費充当 95,000 農地防災事業費充当 234,000
				4 林 業 債	178,000	林道費充当 69,000 治山費充当 109,000
				2 道 路 橋 り ょ う 債	806,000	道路橋りょう維持費充当 476,000 道路橋りょう新設改良費充当 330,000
				3 河 川 海 岸 債	230,000	河川改良費充当 16,000 砂防費充当 214,000
7 普 通 土 木 債	12,698,000	1,428,000	14,126,000	4 港 湾 債	290,000	港湾建設費充当
				5 都 市 計 画 債	102,000	街路事業費充当
				1 災 害 復 旧 債	308,000	建設災害復旧費充当
10 災 害 復 旧 債	1,773,000	308,000	2,081,000			
計	28,713,000	2,261,000	30,974,000			

歳 出

(単位:千円)

款 節 別		県 計	1款 議会費	2款 総務費	3款 民生費	4款 衛生費	5款 労働費	6款 農林 水産業費	7款 商工費
1	報 酬	128							
2	給 料								
3	職 員 手 当 等								
4	共 済 費								
5	災 害 補 償 費								
6	恩 給 及 び 退 職 年 金								
7	報 償 費	1,140		240	200				
8	旅 費	2,603		180	800				
	費 用 弁 償	243							
	普 通 旅 費								
	特 別 旅 費	2,360		180	800				
9	交 際 費								
10	需 用 費	47		47					
11	役 務 費								
12	委 託 料	937,625		25,967	25,954			150,341	40,000
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	2,700						600	
14	工 事 請 負 費	4,971,756						1,368,570	
15	原 材 料 費								
16	公有財産購入費	67,900						△ 100	
17	備 品 購 入 費	29,000			20,000				
18	負担金、補助及び 交 付 金	1,430,491		50,733	66,929	699,797		575,546	45,486
19	扶 助 費								
20	貸 付 金								
21	補償、補填及び 賠 償 金	344,246						46,700	
22	償還金、利子及び 割 引 料								
23	投資及び出資金								
24	積 立 金								
25	寄 付 金								
26	公 課 費								
27	繰 出 金								
	予 備 費								
計		7,787,636		77,167	113,883	699,797		2,141,657	85,486
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	4,679,250		21,981	45,686	579,602		1,265,078	33,430
	起 債	2,261,000			18,000			507,000	
	そ の 他	201,181						176,504	
	一 般 財 源	646,205		55,186	50,197	120,195		193,075	52,056

(単位:千円)

款 節 別		8款 土木費	9款 警察費	10款 教育費	11款 災害復旧費	12款 公債費	13款 諸支出金	14款 予備費
1	報酬	128						
2	給料							
3	職員手当等							
4	共済費							
5	災害補償費							
6	恩給及び 退職年金							
7	報償費	600			100			
8	旅費	723			900			
	費用弁償	243						
	普通旅費							
	特別旅費	480			900			
9	交際費							
10	需用費							
11	役務費							
12	委託料	644,863		500	50,000			
13	使用料及び 賃借料	2,100						
14	工事請負費	2,753,186			850,000			
15	原材料費							
16	公有財産購入費	68,000						
17	備品購入費	9,000						
18	負担金、補助及び 交付金	△ 8,000						
19	扶助費							
20	貸付金							
21	補償、補填及び 賠償金	297,546						
22	償還金、利子及び 割引料							
23	投資及び出資金							
24	積立金							
25	寄付金							
26	公課費							
27	繰出金							
	予備費							
計		3,768,146		500	901,000			
財源内訳	国庫支出金	2,141,273		250	591,950			
	起債	1,428,000			308,000			
	その他	24,677						
	一般財源	174,196		250	1,050			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考	
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)				計 (千円)
補正後	長等	4		41,205	14,501 3.09		66	55,772	9,518	65,290	
	議員	35	344,388		128,586 3.09			472,974		472,974	
	その他の特別職	4,451	322,369	6,912	2,581 3.09		72	331,934	2,924	334,858	
	計	4,490	666,757	48,117	145,668		138	860,680	12,442	873,122	
補正前	長等	4		41,205	14,501 3.09		66	55,772	9,518	65,290	
	議員	35	344,388		128,586 3.09			472,974		472,974	
	その他の特別職	4,447	322,241	6,912	2,581 3.09		72	331,806	2,924	334,730	
	計	4,486	666,629	48,117	145,668		138	860,552	12,442	872,994	
比較	長等										
	議員										
	その他の特別職	4	128					128		128	
	計	4	128					128		128	

条 例 名 等	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（以下「省令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 2 概要 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域経済牽引事業促進法」という。）に規定する促進区域における不動産取得税について、課税免除の適用を受けられる対象施設の設置期限（以下「適用期限」）を3年延長し、令和10年3月31日までとする。 3 施行期日等 施行期日は公布の日とし、改正後の条例は、令和7年4月1日から適用する。 〔参考：促進区域における不動産取得税の課税免除について〕 （1）課税免除対象の基準 ①施設 県が基本計画に適合すると承認した地域経済牽引事業*計画に基づき、事業者が、条例で定める日までに設置する施設（家屋、土地） ※地域経済牽引事業 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業のこと。 <参考：本県の承認要件（R6.4～）> ・地域の特性を活用すること（例：素形材、電子・電気機械等の産業の集積を活用した次世代自動車、半導体、電子デバイス、フードテック、医療・福祉機器、IoT機器、航空機、宇宙産業等及びその関連分野の成長ものづくり 等） ・高い付加価値を創出すること：付加価値増加分3,834万円超 ・いずれかの経済効果が見込まれること：売上額1億9,000万円増加、雇用者数5人増加 等 ②取得価額 対象となる施設（土地、家屋、構築物）の取得価額の合計額が1億円超（農林漁業及びその関連業種にあつては5千万円超）のもの （2）地域経済牽引事業促進法等に係る条例改正の経緯 平成12年6月議会 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定（平成13年2月議会で現行の条例名に改称） 平成29年9月議会 課税免除に伴う交付税措置を定める企業立地促進法が地域経済牽引事業促進法に改正されたことに伴う所要の改正（取得価額要件の一部引き下げ等） 令和3年6月議会 省令の一部改正に伴い、適用期限を改正（適用期限：令和5年3月31日） 令和5年6月議会 省令の一部改正に伴い、適用期限を改正（適用期限：令和7年3月31日）

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（促進区域における不動産取得税の課税免除） 第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から<u>令和10年3月31日</u>までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。	（促進区域における不動産取得税の課税免除） 第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

件 名	議会の委任による専決処分の報告について （２）鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例（鳥取県税条例の一部改正） （令和 7 年 5 月 2 0 日専決）
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項が改められたことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本会議に報告する。 2 概要 鳥取県税条例中に引用する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項を改める。 3 施行期日 施行期日は、令和 7 年 10 月 1 日とする。

鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

第1条 鳥取県特別医療費助成条例(昭和48年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(補助金の交付) 第3条 略 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第25項</u>に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。))を除く。)に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア・イ 略 (2)～(4) 略	(補助金の交付) 第3条 略 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第24項</u>に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。))を除く。)に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア・イ 略 (2)～(4) 略

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(自動車税の課税免除) 第137条 略 2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。 (1)～(5) 略 (6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動(当該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。)の用に供するもの ア 略 イ 障害者総合支援法 <u>第5条第14項</u>に規定する	(自動車税の課税免除) 第137条 略 2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。 (1)～(5) 略 (6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動(当該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。)の用に供するもの ア 略 イ 障害者総合支援法 <u>第5条第13項</u>に規定する

就労移行支援を行う事業 ウ 障害者総合支援法第5条第15項に規定する 就労継続支援を行う事業 エ 障害者総合支援法第5条第28項に規定する 地域活動支援センターのうち生産活動その他 の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知 識及び能力又は生活能力の向上を図るものを 運営する事業 (7)～(11) 略	就労移行支援を行う事業 ウ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する 就労継続支援を行う事業 エ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する 地域活動支援センターのうち生産活動その他 の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知 識及び能力又は生活能力の向上を図るものを 運営する事業 (7)～(11) 略
--	--

(鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表（第5条関係） <table border="1"> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td> 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第14項</u>に規定する就労移行支援、<u>同条第15項</u>に規定する就労継続支援若しくは<u>同条第18項</u>に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的 </td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 備考 略	略		10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第14項</u> に規定する就労移行支援、 <u>同条第15項</u> に規定する就労継続支援若しくは <u>同条第18項</u> に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的	略	略		別表（第5条関係） <table border="1"> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td> 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第13項</u>に規定する就労移行支援、<u>同条第14項</u>に規定する就労継続支援若しくは<u>同条第17項</u>に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的 </td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 備考 略	略		10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第13項</u> に規定する就労移行支援、 <u>同条第14項</u> に規定する就労継続支援若しくは <u>同条第17項</u> に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的	略	略	
略													
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第14項</u> に規定する就労移行支援、 <u>同条第15項</u> に規定する就労継続支援若しくは <u>同条第18項</u> に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的	略												
略													
略													
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第13項</u> に規定する就労移行支援、 <u>同条第14項</u> に規定する就労継続支援若しくは <u>同条第17項</u> に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的	略												
略													

(鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部改正)

第4条 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（平成29年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(障がい者の就労の促進等) 第29条 県及び市町村は、障がい者の就労を促進する	(障がい者の就労の促進等) 第29条 県及び市町村は、障がい者の就労を促進する

ため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 (1) 略 (2) 就労移行支援事業所（障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。）及び就労継続支援事業所（障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。 2・3 略	ため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 (1) 略 (2) 就労移行支援事業所（障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。）及び就労継続支援事業所（障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。 2・3 略
---	---

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	令和の改新戦略本部政策戦略局東京本部	物品 保守	複合機	2 台	兵庫県尼崎市東難波町五丁目10番30号 株式会社日興商会	月当たり賃借料 39,200円 及び使用1枚当たり 黒 0.60円 カラー 4.60円	令和7年6月1日 ～令和12年5月31日	鳥取県令和の改新戦略本部政策戦略局東京本部